

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書 令和7年 6月30日 東京都知事 殿 提出者 住 所 東京都品川区旗の台1丁目5-8 氏 名 学校法人 昭和医科大学 理事長 小口 勝司 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 03-3784-8000（代表） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	昭和医科大学病院附属東病院
事業場の所在地	東京都品川区西中延2丁目14-19
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数：199床
③従業員数	377人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・感染性廃棄物 運搬→焼却→燃え殻・焼却灰 (焼却/熔融・スラグ化)

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
<p>(管理体制図)</p> <p style="text-align: center;">特別管理産業廃棄物管理責任者 (病院長)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">院内感染防止対策委員会</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">各部門(看護部、薬剤部、事務部、放射線部、臨床工学室、 リハビリテーション科、栄養科、臨床検査室、その他コメディカル等)</p>	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	排出量	68.22 t	- t
	(これまでに実施した取組) ・感染性廃棄物について、排出すべきではない場所や誤った方法での廃棄がされないよう分別の徹底を行っている。 万が一、分別がされていないようであれば、清掃責任者から報告させ、感染管理部門と連携をとり、分別対策に努めている。 ・感染性廃棄物が出る主な部署に対して、排出の現状把握と、引き続き分別の通知や院内掲示を行う。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	排出量	68.00 t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・委託清掃業者とラウンド等を行い各排出部署の状況を把握する。 ・特別管理産業廃棄物と一般産業廃棄物の分別の厳格化。 ・手順書、マニュアルの整備によるご排出の防止。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・感染性廃棄物に関して、鋭利(ペール缶)・非鋭利(感染性廃棄段ボール)と専用容器を各部署へ配置、委託清掃業者から容器ごと回収している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・万が一感染性廃棄段ボールの方へ、鋭利物等、ペール缶へ入れるべき廃棄物が混ざっていた場合、委託清掃業者と連携し、排出部署へ注意喚起を行う。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	全処理委託量	68.22 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	68.22 t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・契約している収集運搬業者とは、営業担当者と現場からの要望事項や毎月の回収頻度の相談・確認をその都度行っている(昨年度と継続)。 ・電子マニフェストも導入しているため、委託業者の本社担当とも毎月の登録状況の確認を行っている(昨年度と継続)。 			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	全処理委託量	68.00 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	68.00 t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・病院は常に感染のリスクにさらされているため、感染管理部門や清掃業者とその都度連携を取りながら感染性廃棄物の処理を円滑に行っていく。 			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	68.22	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストを導入しているため、年間を通しての利用状況を委託業者の本社担当へフィードバックを行う(昨年度と継続)。 ・毎月の予約登録の際は、回収日の変更もあるため、営業担当者へ月単位の回収スケジュールに変更が無いかの確認を行う(昨年度と継続)。 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。